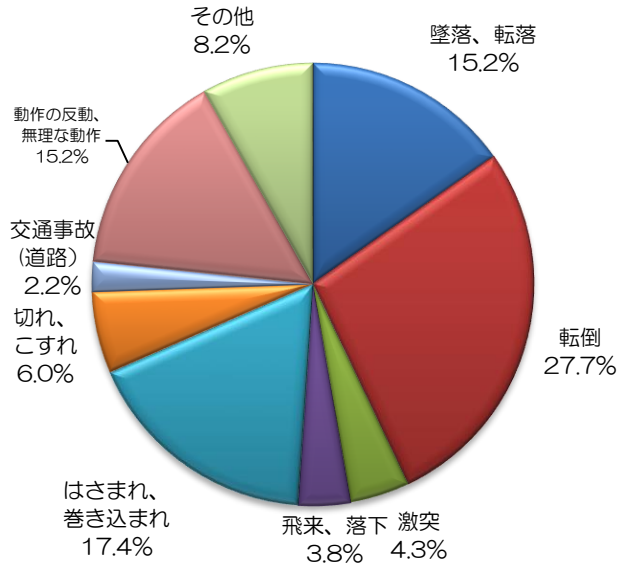




## 平成31年(令和元年)の労働災害発生状況

| 業種<br>(13次防重点業種) | 発生年 | 平成30年<br>全期 | 令和元年9月末 |           |        |
|------------------|-----|-------------|---------|-----------|--------|
|                  |     | 死傷(死亡)      | 死傷(死亡)  | 前年<br>同期比 | 増減率    |
| 全産業              |     | 284(4)      | 184(0)  | -3        | -1.6%  |
| 製造業              |     | 78          | 40      | -10       | -20.0% |
| 建設業              |     | 34(3)       | 27      | +7        | 35.0%  |
| 土木工事業            |     | 14(1)       | 11      | +2        | 22.2%  |
| 建築工事業            |     | 14          | 14      | +7        | 100.0% |
| その他建設業           |     | 6(2)        | 2       | -2        | -50.0% |
| 陸上貨物運送事業         |     | 35          | 25      | +2        | 8.7%   |
| 林業               |     | 7(1)        | 2       | -3        | -60.0% |
| 小売業              |     | 26          | 23      | +6        | 35.3%  |
| 社会福祉施設           |     | 36          | 23      | -6        | -20.7% |

### 【災害の傾向(事故の型別)】



## 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

～ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて年次有給休暇の取得を促進～

厚生労働省では、年次有給休暇(以下「年休」)を取得しやすい環境整備を推進するため、次年度の年休の計画的付与※について労使で話し合いを始める前の10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、集中的な広報活動を行っていきます。

年休については、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議で策定された「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、2020年(令和2年)までに、その取得率を70%とすることが目標として掲げられています。しかし、2017年(平成29年)に51.1%と18年ぶりに5割を超えたものの、依然として政府が目標とする70%とは大きな乖離があります。

このような中、労働基準法が改正され、今年4月から、使用者は、法定の年休付与日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日間、年休を確実に取得させることが必要となりました。年休の計画的付与制度を導入することは、年休の取得を推進するとともに、労働基準法を遵守する観点からも重要になります。

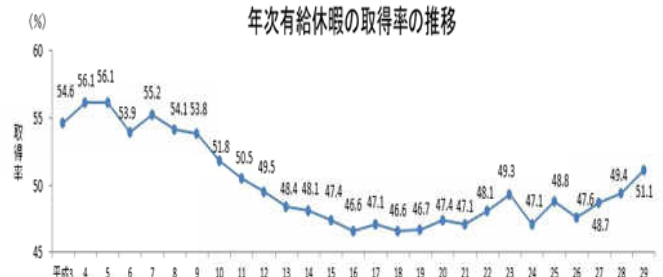
厚生労働省では、この制度改正を契機に、計画的付与制度の一層の導入が図られるよう、全国の労使団体に対する周知依頼、ポスターの掲示、インターネット広告の実施などを行い、周知広報に努めていきます。

### ※「年次有給休暇の計画的付与制度」

年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば計画的に年次有給休暇の取得日を割り振れる制度。

(労働基準法第39条第6項)

### 年次有給休暇の取得率の推移



# 働き方改革推進シンポジウムを開催します

(公社)宮城労働基準協会は、東北初となる「働き方改革推進シンポジウム2019」を下記のとおり開催します。詳細については、宮城労働基準協会本部(TEL:022-265-4091)にお問い合わせください。

【日時】令和元年10月29日(火) 13:45~16:30

【場所】日立システムズホール仙台 シアターホール(定員580名)

【次第】

第1部：基調講演

「働き方改革の関連法等解説とその進め方について(同一労働同一賃金を中心として)」

講師：東京大学社会科学研究所教授 水町 勇一郎 氏

第2部：パネルディスカッション

テーマ「改正後の働き方改革の実態と今後の取り組み」

コーディネーター 河原 雄三 氏

コメンテーター 水町 勇一郎 氏

パネラー

宮城労働局労働基準部長 石田 直哉 氏(行政代表)

株式会社アステム 代表取締役 野口 敬志 氏(事業者代表)

上田建設株式会社 代表取締役 上田 徹 氏(事業者代表)

## 宮城県最低賃金《改定のお知らせ》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。)に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **824** 円  
令和元年10月1日から!



26円UP  
だよ!

最低賃金制度の  
マスコット  
チェックマン

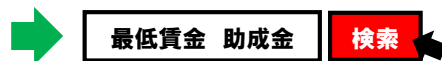
最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業(「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」)で働く労働者には宮城県の特定(産業別)最低賃金が適用されます。

※詳しくは、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は当署監督課に確認してください。

【中小企業・小規模事業者へのご案内】

生産性を向上するなどし、最低賃金を引き上げた際に利用できる各種支援制度がございますのでご利用ください。



## 二次健康診断等給付制度をご活用ください

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断において、**脳・心臓疾患に関連する一定の項目**(血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲の検査またはBMIの測定)に異常所見がある場合に、**無料で精密検査や保健指導が受けられる**労災保険給付です。

脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

※詳しくは・・・

二次健康診断

検索



セーフワーク宮城

検索

本ロゴマークは、「労働災害防止の推進」、「事業場内外の安全意識の高揚」等を目的とする場合には自由にお使いいただけますので、「Safe Work」をキャッチフレーズとした労働災害防止に取り組んでいただきたいと思います。  
宮城労働局のホームページからダウンロード可能となっておりますので、社内の災害防止活動にご活用ください。

労基署は「転ばぬ先の杖」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112